

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う 特定商取引に関する法律施行令の一部改正について

令和元年 12 月 13 日
消費者庁取引対策課

(1) 現行規定の内容

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）第 26 条第 1 項第 8 号ニの規定により、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供として政令で定めるものについては、特商法の適用を除外しているところ、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）第 5 条の規定により、当該販売又は役務の提供は、「別表第二に掲げる販売又は役務の提供」としており、特商法施行令別表第 2 第 7 号において、「水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第二百二十一条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、水産業協同組合法第二百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第二百二十一条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第二百二十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第二百二十一条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供」を規定している。

(2) 改正の内容

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定により、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 121 条の 2 第 3 項、第 121 条の 4 第 1 項、第 121 条の 5 の 3 第 1 項、第 121 条の 5 の 2 第 2 項、第 121 条の 5 の 8 第 6 項及び第 121 条の 6 第 1 項第 8 号が、それぞれ、同法第 106 条第 3 項、第 108 条第 1 項、第 111 条第 1 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 6 項及び第 118 条第 1 項第 8 号に移動することから、特商法施行令別表第 2 第 7 号の規定について、改正法による改正後の規定を引用するよう改正するものである。